

●●●●●少額訴訟手続とは●●●●●

★ 民事訴訟のうち、少額の金銭の支払をめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。

裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備え付けていますので、それらをご利用ください。

★ 少額訴訟の特徴

- ① 30万円以下の金銭の支払をめぐるトラブルに限って利用できる手続です。
- ② 何度も裁判所に足を運ぶことなく、原則として1回の期日で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、直ちに判決を言い渡します。
- ③ 証拠書類や証人は、審理の日にその場ですぐに調べることができるものに限られます。
- ④ 裁判所は、訴えを起こした人の請求を認める場合でも、分割払、支払猶予、遅延損害金免除の判決を言い渡すことができます。
- ⑤ 少額訴訟判決に対して不服がある場合には、判決をした裁判所に不服(異議)を申し立てることができます。